

平成28年10月26日

厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課 御中

日本司法書士会連合会
会長 三河尻 和夫

「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案」（案件番号495160187）に対する意見

標記政令案に関して、当連合会は、次のとおり意見を申し述べる。

1. 組合等登記令第2条関係

①社会福祉法人等による資産の総額の変更登記の期限を延長すること（毎事業年度末日から「2月以内」を「3月以内」に延長）について

【意見】定時評議員会の承認後2週間以内に申請しなければならないものとするべきである。

【理由】新社会福祉法第45条の27第2項の規定によれば、社会福祉法人は、毎会計年度終了後3月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならないものとされている。そして、新社会福祉法第45条の9第10項の規定により準用される「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第182条の規定により、評議員会を招集するには、評議員会の日1週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、評議員に対して、書面でその通知を発しなければならないものとされている。

ところで、一般的には、計算書類の作成後、監事の監査、理事会の承認を経て、定時評議員会を招集し、その承認（新社会福祉法第45条の30第2項）を得て確定した後に、資産の総額の変更の登記を申請することになる。したがって、新社会福祉法第45条の27第2項と、新組合等登記令第3条第3項の規定は、整合的でないと言える。

登記実務の原則からすれば、登記原因の発生、変更等から2週間以内に申請しなければならないこととされている。したがって、本件に関しても、定時評議員会の承認後2週間以内に申請しなければならないものとするのが理

に適っていると思われる。

②社会福祉法人が登記しなければならない事項から「理事の代表権の範囲又は制限に関する定めに係る登記」を削ることについて

【意見】「理事、監事及び評議員の氏名」「会計監査人設置社会福祉法人であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称」を登記事項にすべきである。

【理由】今回の改正の趣旨として、社会福祉法人のガバナンス強化の視点が謳われている。そうであれば、「理事、監事及び評議員の氏名」「会計監査人設置社会福祉法人であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称」を登記事項として、一般に公示すべきであろう。

また、実務においても、「理事、監事及び評議員の氏名」が登記事項として公示されていないと、その証明に難がある場合が多いと思われる。例えば、理事会議事録や評議員会議事録の提出を受けた場合に、出席者として記載され、又は議事録の末尾に記名押印をした理事、監事又は評議員の氏名等の真正を検証することが困難である。

例えば、今回の法改正により、理事の利益相反取引に関して、理事会の承認事項とされたことから、不動産登記における理事と社会福祉法人との利益相反取引に関する申請において理事会議事録が添付書面となる場合があるが、この場合も理事会議事録に記名押印した理事及び監事が真に当該社会福祉法人の理事及び監事であることの証明に難があるという問題がある。このような問題を解消するためには、「理事、監事及び評議員の氏名」を登記事項として公示すべきである。

大規模社会福祉法人において設置が義務付けられる会計監査人に関して、その氏名又は名称が公示されるのが望ましいことから、「会計監査人設置社会福祉法人であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称」を登記事項とすべきである。

以上